

令和4年3月11日

登録有形文化財（建造物）の登録について

令和4年3月18日（金）、文部科学省文化審議会は、下記の登米市内有形文化財（建造物）3件を新たに登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申する予定です。登録は答申後に行われる官報告示をもって正式決定となります。今回の登録で宮城県内の登録有形文化財（建造物）は全205件となり、その内、本市では29件となります。

記

名称	所在地
きゅうさくら いじょうぞう じょうぞう じむしょ 旧 櫻井醸造(ヤマカノ醸造)事務所	登米市登米町寺池
きゅうさくら いじょうぞう じょうぞう みなみぐら 旧 櫻井醸造(ヤマカノ醸造)南蔵	
きゅうさくら いじょうぞう じょうぞう じょうぞうぐら 旧 櫻井醸造(ヤマカノ醸造)醸造蔵	

※解禁日付き テレビ・ラジオ・インターネット：3月18日（金）17時

新聞：3月19日（土）朝刊

登録文化財制度の概要

登録文化財制度は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成8年10月1日施行）によって導入された制度です。従来の文化財指定制度が、手厚い保護とともに現状変更を原則禁止するなどの強い規制を行うのに対し、登録文化財制度は、届出制と指導・助言などを基本とする緩やかな保護措置を講じることによって文化財の活用を促し、国や地方公共団体の文化財指定制度を補完するものとなっています。

なお、制度の導入時は建造物のみを登録の対象としていましたが、平成17年の文化財保護法の一部改正により、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも対象が拡大し、さらに令和3年からは無形文化財・無形民俗文化財も対象となっています。

[問い合わせ]
教育部文化財文化振興室
室長 日野裕子
TEL：0220-21-5411
(登米市歴史博物館内)